

## 大山隠岐国立公園公式 SNS（Instagram 及び Facebook）運用規則

本規則は、大山隠岐国立公園公式 Instagram([https://www.instagram.com/daisen\\_oki\\_nationalpark/](https://www.instagram.com/daisen_oki_nationalpark/)) 及び大山隠岐国立公園公式 Facebook (<https://www.facebook.com/daisenoki/>)（以下、「公式 SNS」という。）のアカウントの運用に関する事務的な手続きに関する規則について定めます。

### 1. 名称

#### （１）大山隠岐国立公園公式 Instagram

Instagram のアカウントは、名前を「Daisen-OkI National Park, Japan 大山隠岐国立公園」、ユーザーネームを「@daisen\_oki\_nationalpark」とし、政府機関として登録する。

#### （２）大山隠岐国立公園公式 Facebook

Facebook のアカウントは、Facebook ページ名を「大山隠岐国立公園/Daisen-OkI National Park」、ユーザーネームを「@daisenoki」とし、政府機関として登録する。

なお、公式 SNS が環境省の運用するソーシャルメディアであることは、公式 SNS の表示上に「環境省」を含めることで利用者に明示するとともに、環境省 HP 上に当該ソーシャルメディアの利用及び公式 SNS の URL（URL 短縮サービスは利用しない）を記載する。

### 2. 投稿内容

#### （１）大山隠岐国立公園公式 Instagram

##### ①大山隠岐国立公園の魅力伝える映像（写真及び動画等）

（職員が撮影した映像に加え、大山隠岐国立公園国際パークサポーターズ等第三者から提供された映像も対象にする。映像のタイトルには可能な範囲で英名を付す）

#### （２）大山隠岐国立公園公式 Facebook

①大山隠岐国立公園の魅力伝える映像（写真及び動画等）（上記 Instagram と映像を共用することを想定）

（職員が撮影した映像に加え、大山隠岐国立公園国際パークサポーターズ等第三者から提供された映像も対象にする。映像のタイトルには可能な範囲で英名と日本語による紹介記事を付す。）

##### ②大山隠岐国立公園の魅力伝える記事及びイベント情報

（関係機関が実施するイベントを含む。）

##### ③その他、①、②に付随する情報

#### （３）投稿内容についての注意事項

##### ①投稿内容には要機密情報を含めないこと

②投稿する映像については、「顔、名札等の容易に個人が特定できるような映り込み」「要機密情報を

含む文書、書類等の映り込み」等がないことを事前に確認すること（ただし、掲載について御本人様の事前承諾を頂いている場合を除く。事前確認は書面で残すことが望まれる。）

③映像の解像度等については、不必要に高精細（高画質）にならないよう、投稿前に適切に調整すること

④投稿に使用する第三者から提供を受けた映像は以下のものに限定する。

- ・映像に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権が、第三者から環境省に譲渡されたもの。
- ・環境省が第三者から二次利用の許諾を得られたもの。

### 3. 投稿担当

大山隠岐国立公園管理事務所、同松江管理官事務所及び隠岐管理官事務所の職員（以下、「担当者」という。）が交代で投稿を担当することを基本とする。

### 4. 投稿頻度

大山隠岐国立公園公式 Instagram 及び大山隠岐国立公園公式 Facebook について、いずれも週 1 回以上の投稿を基本とする。

### 5. 投稿フロー

〈別紙 1〉のとおりとする。

担当者は、本運用規則及び「大山隠岐国立公園公式 SNS（Instagram 及び Facebook）運用方針」（以下、「運用方針」という。）の「5 利用者による不適切な書き込みの削除等」に準じて、投稿文書に不適切な内容が含まれないことを複数の担当者により確認し、利用責任者に了承を得て投稿する。

なお、投稿は環境省内において適切な情報セキュリティ対策が実施された端末を用いて行う。

### 6. 利用者による投稿に対する投稿内容の削除または異議申立て

運用方針「5. 利用者による書き込みの削除」及び Instagram 及び Facebook が定める各種ガイドラインに基づき、担当者が必要に応じて、随時削除、あるいは Instagram または Facebook に対し異議申立てを行う。

### 7. フォロー・シェア

他アカウントについて、行政機関、もしくはそれに準じた機関等が運用しているアカウント、その他必要があると認められる場合にフォローすることができる。

また、他アカウントの投稿内容について、運用方針「2 基本方針」に準じた内容であればシェアすることができる。いずれの場合も、利用責任者の了承を得ることとする。

### 8. 利用責任者

利用責任者は、中国四国地方環境事務所国立公園課長（課室情報セキュリティ責任者）とする。

## 9. アカウントの管理及びパスワードの設定

①担当者は、本運用規則に準じて、ポリシー等の規定を遵守し、利用するサービスの規定・要求を満たすよう、当該アカウントの管理を行う。

②パスワードは、利用するサービスの規定・要求に基づき、推測され易いものを避けて設定し、第三者に知られないよう管理し、必要に応じ変更する。

③担当者に異動があった場合は、速やかに新しい担当者がパスワードを変更する。

## 10. 情報セキュリティインシデント発生時の連絡体制

<別紙2>のとおりとする。

担当者及び利用責任者は、情報セキュリティインシデントの可能性を認知した場合は、大臣官房総務課環境情報室（環境省 CSIRT）に報告し指示に従うこととともに、情報セキュリティ責任者（中国四国地方環境事務所長）に報告する。

情報セキュリティインシデントの対処が完了した場合は、大臣官房総務課環境情報室（環境省 CSIRT）、情報セキュリティ責任者（中国四国地方環境事務所長）に報告するとともに、再発防止や対処手順、体勢等の見直しを実施する。

事情の変化が生じた場合は連絡体制を更新することとし、連絡体制記載の関係者に周知する。

なお、インシデント発生時には、大臣官房総務課環境情報室（環境省 CSIRT）の指示に従うとともに、以下の事象については当課が対処する。

（1）なりすましや不正アクセスを確認した際は、環境省 HP にて、なりすましアカウントが存在することや当該ソーシャルメディアを利用していないこと等の周知を行い、また、信用できる機関やメディアを通じて注意喚起を行う。

（2） アカウント乗っ取りを確認した場合には、被害を最小限にするため、ログインパスワードの変更やアカウントの停止を速やかに実施し、環境省 HP で周知を行う。

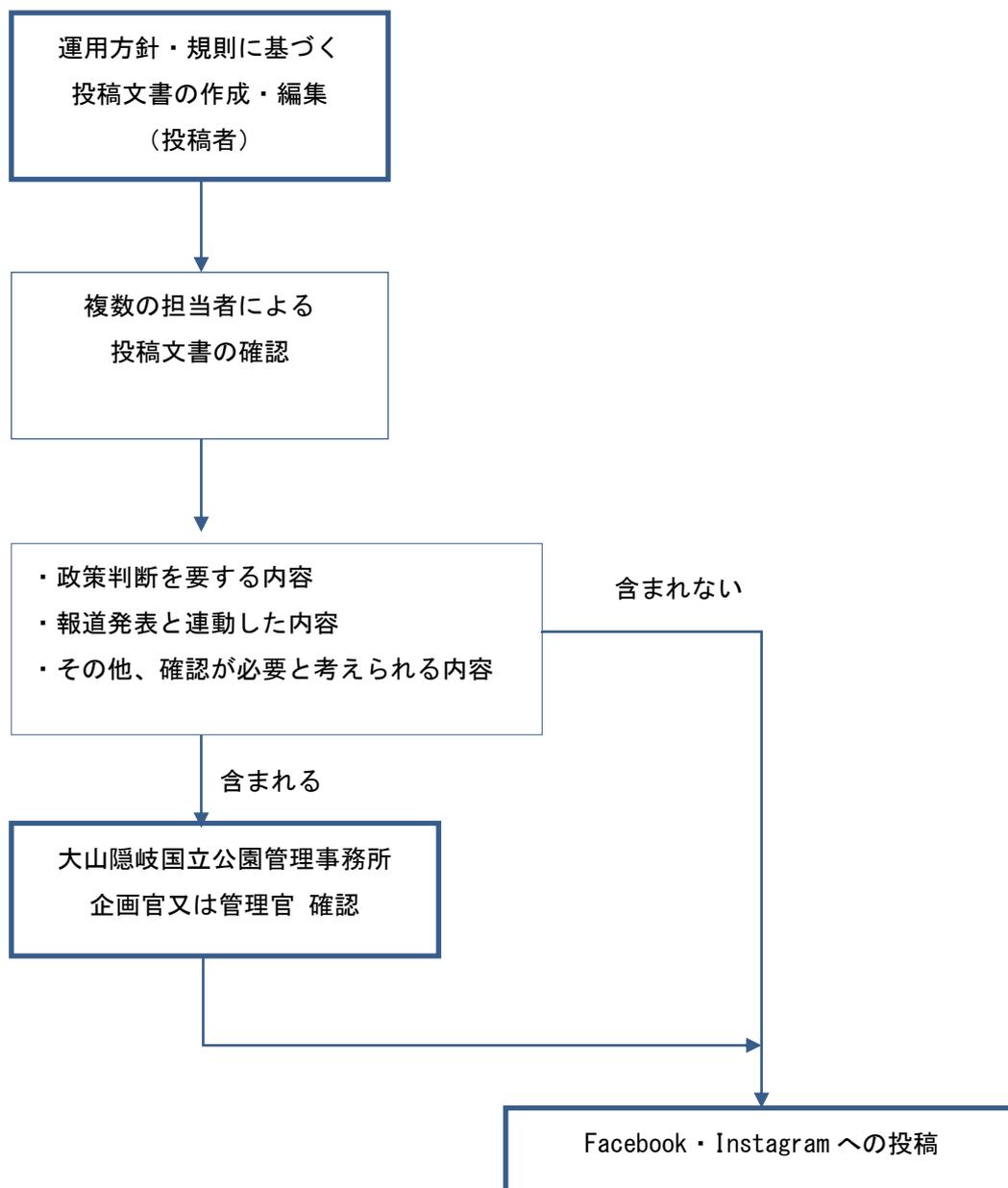
## 11. 利用の終了

投稿予定がなくなり、Instagram または Facebook の利用が不要になった場合には、情報漏洩の防止、セキュリティを確保するため、速やかに配信に関わる情報の削除等必要な措置を実施するとともに、当該アカウント削除等の終了手続を適切に行うこと。

## 12. その他の運用規則

基本的に運用方針及び環境省公式 SNS（Twitter 及び Facebook）運用方針に準拠する。これらに該当しない事項は、利用責任者と協議して運用する。

<別紙1> 投稿フロー



<別紙 2> 情報セキュリティインシデント発生時における連絡体制

